

岩手県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 5 月23日

岩手県議会議長 千 葉 伝

岩手県議会規則第 1 号

岩手県議会傍聴規則の一部を改正する規則

岩手県議会傍聴規則（昭和35年岩手県議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(傍聴券等の交付) 第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、 <u>傍聴券等交付簿に氏名及び住所を記入の上</u> 、傍聴券又は傍聴証の交付を受けなければならない。	(傍聴券等の交付) 第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴証の交付を受けなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。